

平成27年度 活動方針

都市農地保全推進自治体協議会は、平成27年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 住民へのPRの促進

都市農地は、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育などの面で都市生活に潤いをもたらすなど、多面的で公益的な役割を果たしており、適切な保全が求められている。

また、都市農地は農業者の日々の生産活動により支えられていることから、都市に立地する特性を活かした農業の振興をより一層図る必要がある。

そのために、都市住民の多様なニーズに応える都市農業の振興に努めるとともに、都市農地の役割や必要性について、住民の理解をさらに深めていくため、様々な機会を通じて広く発信していく。

2 国に対する制度見直し等の要望

都市農業振興基本法の成立を受け、農林水産省、国土交通省および財務省が連携を強化して、生産緑地地区の指定に係る面積要件を基礎自治体が自ら設定可能とし、相続税納税猶予制度の対象を拡大するなど、より具体的な施策の打ち出しや関係法令の整備・改善に取り組むよう求めていく。

合わせて、国家戦略特別区域などを活用し、都市農地の保全と都市農業の振興を推進するため、早期に区域指定されるよう求めていく。

3 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。

4 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。